

# 徳島県幼児教育振興 アクションプラン

～徳島の子どもの健やかな成長のために～

園児の描いた絵

平成21年3月

徳島県教育委員会

THE UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARIES

LIBRARY

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARIES

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARIES

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARIES

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARIES



## 第1章 滋賀県幼稚園教育長期計画の基本的方針と目標

1 策定の趣旨	1
2 実施期間	3
3 本県における幼児教育の現状と課題	3
4 めざす幼児教育と推進体制	6

## 第2章 施策の基本方針

1 充実した幼稚園教育の提供	9
(1) 教育内容の充実	9
(2) 特別な支援を必要とする幼児に対するきめ細かな対応の推進	12
(3) 預かり保育の充実・推進	18
(4) 学校評価の充実	20
(5) 教育機会の確保と教育環境の充実	21
(6) 保護者負担の軽減	23
2 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実	24
(1) 小学校との連携・接続の強化	24
(2) 幼稚園等施設と保育所の連携促進	25
(3) 認定こども園制度の周知・活用の促進	26
3 教員の資質及び専門性の向上	27
(1) 研修体制の充実	27
(2) 研修内容の充実	29
4 家庭や地域社会の教育力の再生・向上	31
(1) 子育ての支援活動の推進	31
(2) 家庭・地域との連携・強化	32
(3) 地域の人材などの活用・推進	34
《参考資料》	47

## 第1章 徳島県幼児教育振興アクションプランの 基本的な考え方

### 1 策定の趣旨

本アクションプランは、満3歳から5歳までの幼児に対する、幼稚園教育を核とした幼児教育振興のための方向性を示した総合的な基本計画です。

本県においては、平成15年6月、県内の幼稚園教育の推進に関する基本計画というべき「徳島県幼稚園教育振興プラン」(以下、「振興プラン」という。)を策定し、本県の実情を踏まえた幼稚園教育の施策の推進に努めてきました。

しかし、昨今、子どもを取り巻く社会的環境は著しく変化し、心豊かでたくましく生きる力をはぐくみ、次代を担う子どもの健やかな成長を支えるための環境整備が緊急課題となっています。こうした状況を受け、国においては、平成17年1月の「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」と題した中央教育審議会答申(以下、中教審答申といふ。)を受け、平成18年10月に幼児教育全体の質の向上を目指した「幼児教育振興アクションプログラム」が策定されました。(P51参照)

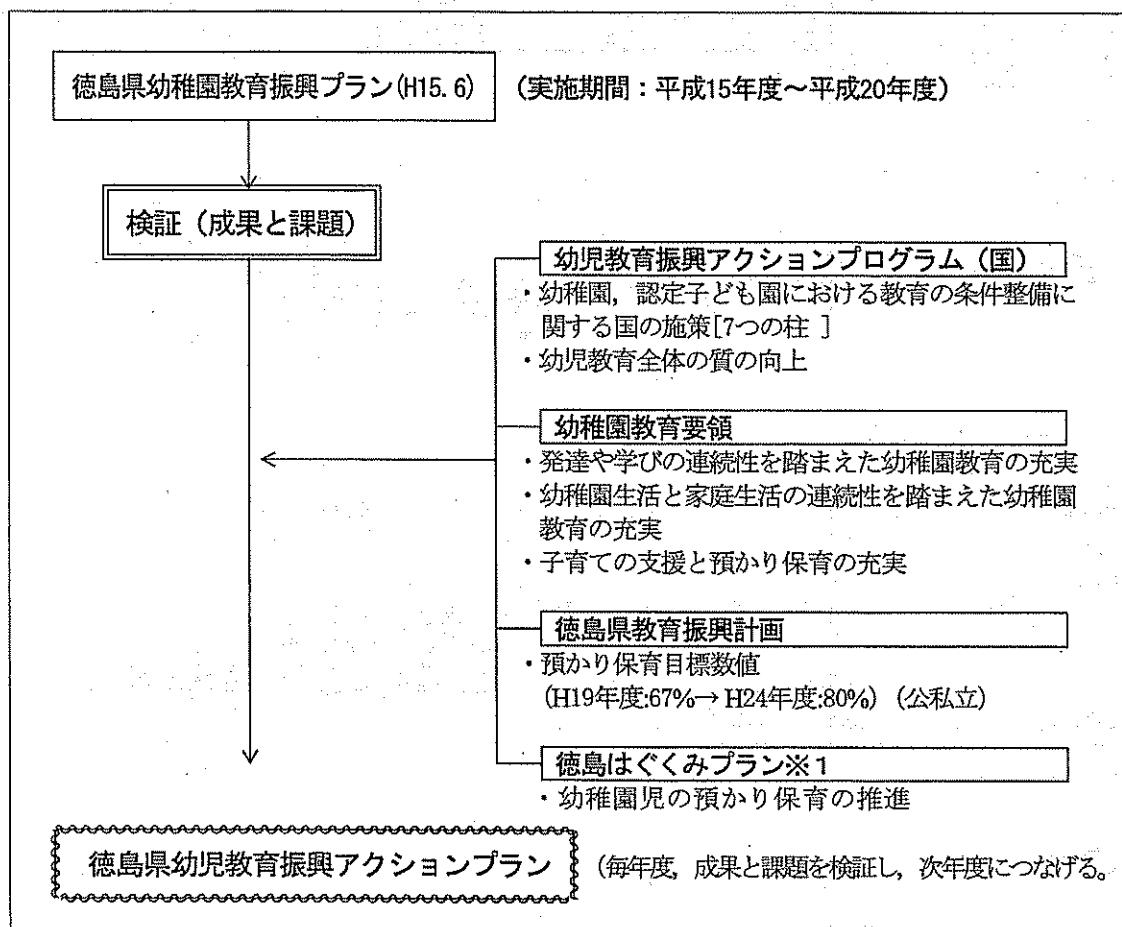
また、平成18年12月の教育基本法の改正で「幼児期の教育」が新たに盛り込まれ、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、国や地方公共団体がその振興に努めるべき旨が規定されました。そして、平成19年6月の学校教育法の改正により幼稚園教育は、小・中学校につながる学校教育のはじまりとして明確に位置付けられました。(P47参照)

平成20年3月に告示された「幼稚園教育要領」では、①発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実、②幼稚園生活と家庭生活の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実、③子育ての支援と預かり保育の充実の3点が改善事項として盛り込まれ、平成21年度から実施の運びとなっています。(P52参照)

こうした国の動向や県内市町村の要望を受け、本県においても「振興プラン」の成果と課題を検証し、その基本理念は受け継ぎつつ、国の方針や本県教育の基本方針を示した「徳島県教育振興計画」や本県の実情などを踏まえて、新たに「徳島県幼児教育振興アクションプラン」を策定いたしました。

今後は、本アクションプランを踏まえ、幼児教育を担うのは幼稚園教育であるとの認識のもと、県はもとより、市町村・学校法人(以下、設置者といふ。)、幼稚園・認定こども園(以下、幼稚園等施設といふ。)、家庭、地域社会が、それぞれの役割を果たしながら、共に連携して取り組み、本県幼児教育の機会均等と教育水準の維持・向上に努めることが重要です。

なお、本アクションプランは、県内における幼稚教育の方向性を示すとともに、各設置者において幼稚教育の推進のための参考にしていただくものです。今後、本アクションプランが活用されるとともに、各設置者において独自の政策プログラムの策定が一層推進され、地域における実態や特色を踏まえた幼稚教育の振興・充実が図られることを期待します。



※1 「徳島はぐくみプラン」とは、少子化問題に対して、重点的・効果的な取組を進めるため、次世代育成支援対策推進法に基づき、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育てに適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立などを中心に施策を取りまとめた少子化対策の総合計画のこと。推進期間は、平成17年から平成26年度までの10年間を前期5か年間と後期5か年間に区切り、現行のプランは、その前期（平成17年度～平成21年度）における取組をまとめている。

（<http://www.pref.tokushima.jp> 県保健福祉部こども未来課）

### ★ 「幼児」と「幼児教育」の語句の扱いについて

本来幼児とは、小学校就学前の子どもを意味し、幼児教育とは、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものである。具体的には、幼稚園における教育、保育所等における保育、家庭及び地域社会における教育を含み得る、広がりをもった概念としてとらえられる。ただし、本アクションプランでは、幼稚園教育を核とした幼児教育振興のための方向性を示した総合的な基本計画であるため、対象となる「幼児」を、幼稚園等施設に在園する満3歳から5歳までの子どもと定義する。また、「幼児教育」についても、幼稚園等施設における教育、家庭及び地域社会における教育を総称したものとして定義する。

### ★ 「設置者」の語句の扱いについて

本アクションプランにおいては、公立幼稚園等施設の設置者である市町村教育委員会と私立幼稚園等施設の設置者である学校法人を「設置者」と表記する。

ただし、市町村教育委員会と学校法人は、性格や機能において同様のことを求めることが必ずしも適切でないこともあることから、必要に応じて「市町村」などを特筆する。

### ★ 「幼稚園等施設」の語句の扱いについて

幼稚園は学校教育法に基づく幼児教育施設、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、それぞれ異なる目的や機能を持っている。

県内にあっては、公・私立幼稚園、公・私立保育所及び認定こども園が設置されて地域の子どもの教育・保育を担っている現状があるが、本アクションプランは、満3歳から5歳までの幼児に対する幼稚園教育を核とした幼児教育振興のための方向性を示した総合的な基本計画であるため、公立・私立の幼稚園及び認定こども園（幼保連携型・幼稚園型）を「幼稚園等施設」と表記する。

## 2 実施期間

平成21年度から平成25年度までの5年間

本アクションプランは、毎年度、徳島県幼稚園教育推進連絡協議会などの場において、その取組に対する成果と課題を検証し、次年度以降の取組の見直しを図ってまいります。

## 3 本県における幼児教育の現状と課題

少子化が急速に進む中、全国的には園児数が年々減少傾向にあります。本県においても「振興プラン」策定以降、園児数は約1,000人減少し、幼稚園数も約30園減少しています。（公・私立総園児数：H14（9,557人）→ H20（8,491人））、（公・私立幼稚園数：H14（198園）→ H20（169園））（P37参照）

本県の平成20年度公・私立幼稚園規模を見ても、園児数が50人以下の幼稚園は、109園（全体の64.5%）あり、特に11人から30人の園が最も多く43園（全体の25.4%）となっています。小規模園の多いことが本県幼稚園の特徴です。

(P 38参照)

さらに、急速な核家族化や母親の就労の増加など、近年の社会の変化は、本県においても就園率の低下を招いています。〈就園率※2：H14(72.8%)→H20(68.1%)〉(P 36参照)

これらの実態も踏まえ、これまでの本県幼稚園教育の推進に関する基本計画である「振興プラン」などを検証した結果、次のような現状と課題が明らかになりました。

### (1) 幼稚園教育の充実について

幼稚園においては、従来の幼稚園教育要領に基づき幼稚園教育を推進し、幼児の健やかな成長に努めてきましたが、近年の子どもを取り巻く環境の変化に伴い、基本的生活習慣の欠如やコミュニケーション能力の不足、運動能力の低下や学びに対する意欲・関心の低下などが見受けられます。

今後は、幼児を取り巻く昨今の現状を踏まえ、学校教育のはじまりとしての幼稚園教育の重要性を再認識し、幼稚園教育要領に即した教育内容の充実に努めていくことが重要です。特に、思いやりの心、家族を大切にしようとする気持ち、自制心及び善惡の判断といった心の教育の充実に努めていく必要があります。

### (2) 教員の資質・専門性の向上について

県教委主催の研修会については、従来から「幼稚園等新規採用教員研修」、「10年経験者研修」及び「幼稚園中堅教員等研修」などを実施するとともに、「幼稚園教育課程研究協議会」や「幼稚園長等運営管理協議会」などの現場の課題に対応した研修を実施し、教員の資質向上に努めてきました。

「教育は人なり」という言葉が示すとおり、最大の人的教育環境は教員です。教員の心の豊かさや考え方、人としての生き方・在り方などが日々の保育を通して、幼児や保護者に大きな影響を及ぼしていきます。教員自身が、豊かな人間性を基盤とした幼児へのひたむきな愛情と、教育への使命感や情熱を高め、研修を通じて教員としての資質と力量を磨いていかなければなりません。そのためには、一人一人がより一層課題意識をもって、研修に臨むことが大切です。

### (3) 子育ての支援について

「振興プラン」策定当時に比べ、子育ての支援を実施している園が増えてきています。〈実施園（公立）：H14(61%)→H20(75%)〉

今後とも、幼稚園等施設は、その専門性を生かし、「地域における幼児期の教育のセンター」として、より一層積極的に子育てを支援することが必要です。また、「親と子が共に育つ」という視点で子育ての支援に取り組み、家庭の教育力の向上に努めることが重要です。

---

#### ※2 就園率

小学校1年生の児童数における幼稚園修了者数の割合（幼稚園修了者数÷小学校1年児童数×100）。

#### (4) 預かり保育について

「振興プラン」策定当時に比べ、預かり保育の実施率は、倍以上向上しました。〈実施園（公立）：H14(31%)→H20(65%)〉

しかし、今後も、なお一層実施率の向上に努める必要があります。さらに、子育て支援策としての預かり保育については、教育活動の一環として、地域の実態や保護者の要請に応じ、保育内容の工夫・改善を図るなど、今後も多様な教育活動に取り組む必要があります。また、担当者の確保、施設・設備の充実など、適切な指導体制や環境整備に努めることも必要です。

#### (5) 家庭・地域社会との連携について

これまででも、保護者による絵本の読み聞かせや高齢者との交流など、家庭や地域社会との連携についての取組が行われてきました。

今後とも、幼稚園等施設・家庭・地域社会が、互いの教育機能を発揮し、より一層の連携を図りながら、総合的に幼児教育を推進していく必要があります。特に、幼児期は家庭との連携が不可欠です。「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣の確立を図るために、幼稚園等施設と家庭が連携し、よりよい育ちを実現することが重要です。また、幼児の健やかな育ちを支援するための地域社会における体制づくりも、早急に求められます。

#### (6) 小学校との連携について

「振興プラン」策定当時に比べ、幼稚園・小学校間の交流数は増えてきています。〈園児・児童間の交流実施園（公立）：H14(92%)→H20(98%)〉

今後は、特に、「学び」の成果を小学校教育につなげるために、教員同士が幼児と児童の実態や指導の在り方について相互理解を深め、接続期の教育課程の在り方を検討するなど、互いの連携をより一層深めることが重要です。

#### (7) 特別支援教育について

平成19年4月から、特別支援教育が学校教育法に位置付けられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。本県でも、すべての園で特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、特別支援教育に関する委員会を設置しました。また、保護者への啓発や幼児の特性に応じた支援体制も多くの園でできつつあります。

今後は、特別な支援を必要とする幼児に対し、早期から支援が行えるよう、早期の発見に努めるとともに、すべての教員が特別支援教育に関する専門性の向上を図り、一人一人の幼児に応じた適切な指導及び必要な支援を計画的、組織的に行う必要があります。

#### (8) 食育について

平成17年7月の食育基本法の施行を受け、本県でも平成19年1月に徳島県食育推進計画が策定されました。これらの現状を踏まえて、県教委は平成20年1月「徳島県学校食育指導プラン『す・だ・ち』」を策定し、食育を積極的に推進しています。

今後とも、生涯を通じた食育の重要性にかんがみ、食に関する様々な体験や指導を行い、家庭との連携を図りながら、幼児の健全な食生活の実現をより一層図る必要があります。

## (9) 学校評価について

平成19年6月の学校教育法の改正により、すべての幼稚園に自己評価の実施と、その結果の公表及び設置者への報告が義務付けられました。

今後は、幼稚園教育の一層の充実のため、自己評価だけでなく学校関係者評価についても積極的に行う必要があります。

### ○本県における学校関係者評価の実施状況 [H18実績]

\*実施している園・・・・・ 32.5% (22.1%)

\*公表している園・・・・・ 14.8% (36.0%)

\*設置者へ報告している園・・・・ 7.4% (29.0%)

※( )内は全国平均。公表状況及び設置者への報告状況は実施園が対象。

## 4 めざす幼児教育と推進体制

### (1) めざす幼児教育

本県では「徳島県教育振興計画」において、教育のめざすべき基本目標を「郷土に誇りを持ち、社会の一員として自立した、たくましい人づくり」と定め、その実現に向け、本県の実情に根ざした特色ある教育施策を積極的に推進していくという思いを込めて「地域の個性に根ざし、未来を拓くオシリーワン教育の実現」を副題としています。

こうした本県の基本目標や「振興プラン」などの検証結果を踏まえ、「三つ子の魂百まで」という言葉や学校教育の始まりとしての幼稚園教育の重要性に鑑み、次の2点をめざして本県の取組を推進します。

#### ① 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

幼稚園等施設・家庭・地域社会が、それぞれの教育機能を発揮しながら十分連携することにより、幼児の日々の生活の連続性を確保するとともに、その成果を円滑に小学校につなぐことにより発達や学びの連続性を確保します。

幼稚園等施設においては、遊びという直接的・具体的な体験を通して興味・関心を広げ、人とのかかわり、仲間との協同的な経験、規範意識や思考力の芽生えなど、大切な学びを獲得し、生涯にわたる「生きる力」の基礎をはぐくんでいきます。その際、幼児にとって最大の人的教育環境である教員の果たす役割は重要です。教員自身が、豊かな人間性を基盤とした幼児へのひたむきな愛情と、教育への使命感や情熱を高め、研修を通じて教員としての資質と力量を磨いていくことが何より大切です。

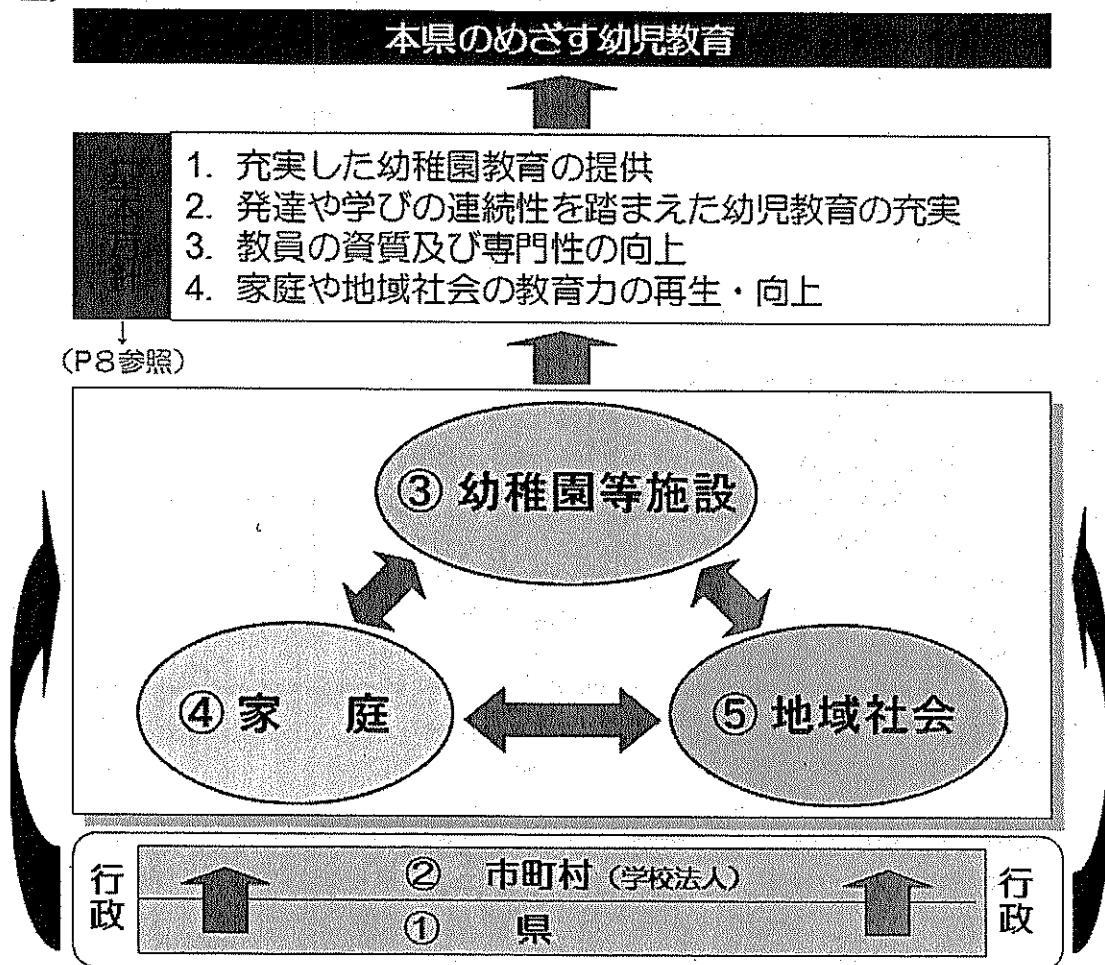
#### ② 幼稚園等施設・家庭・地域社会・行政による総合的な幼児教育の推進

幼稚園等施設・家庭・地域社会が、それぞれの有する教育機能を互いに発揮し、行政とも連携を図りながら総合的に幼児教育を推進します。

## (2) 推進体制

施策の基本方針に即し、本県のめざす幼児教育を実現するためには、幼稚園等施設は、家庭や地域社会と連携しながら取組を推進します。また、行政（学校法人）は、幼稚園等施設を中心とした取組を支援していきます。

(イメージ図)



### 【各機関などの役割】

#### ①県

- 市町村、幼稚園等施設、家庭、地域社会と連携し、めざす幼児教育の推進に努める。
- よりよい幼児教育を推進できるよう、研修会や会議などを通じて、優れた取組事例などの情報提供を行う。

#### ②市町村（学校法人）

- 設置主体者として、幼児教育の充実に向けた条件整備に積極的に努める。
- 地域の実態や特色を踏まえ、域内の幼児教育のより一層の充実を図るため、設置者独自の特色ある政策プログラムの作成に努める。

#### ③幼稚園等施設

- 家庭や地域社会との連携を図り、「生きる力」の基礎を培う幼児教育の充実に努める。
- 「地域における幼児期の教育のセンター」としての機能の充実に努める。

#### ④家庭

- 幼児教育の基盤は家庭にあることを踏まえ、幼稚園等施設と連携しながら、家庭の教育力を高め、子どもの豊かな育ちが実現するよう努める。

#### ⑤地域社会

- 幼児教育に対して十分な理解を示すとともに、子育てを応援する体制を整備するなど、積極的な支援に努める。

## 第2章 施策の基本方針

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものです。本県では、明日の徳島を担う子どもに「生きる力」の基礎を培い、子どもの育ちを大切にした教育を推進するため、次の4つの柱を立て、幼児教育振興に向けた施策を推進します。

### 【柱1】充実した幼稚園教育の提供

学校教育のはじまりである幼稚園では、幼児期にふさわしい生活を計画的に展開し、幼児の健やかな成長を促す幼稚園教育を提供します。

### 【柱2】発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

幼稚園等施設から小学校への円滑な移行に向け、小学校教育との連携・接続を強化し、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を推進します。

### 【柱3】教員の資質及び専門性の向上

充実した幼児教育を提供するため、教員の資質及び専門性の向上を目的とした研修の充実を図ります。

### 【柱4】家庭や地域社会の教育力の再生・向上

幼稚園等施設、家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を発揮しながら連携し、ネットワークを構築することにより、幼児の日々の生活の連続性を踏まえた幼児教育を推進します。

## 写 真

## 充実した幼稚園教育の場面

### (1) 教育内容の充実

子どもを取り巻く環境の変化に伴い、幼児の生活空間、生活リズム、生活体験が大きく変化し、幼児の育ちに懸念される状況が生じてきています。特に危惧される子どもの育ちの変化として、平成17年1月の中教審答申では次のようなことが指摘されています。

- ・ 基本的生活習慣の欠如
- ・ 自制心や規範意識の不足
- ・ 小学校生活への不適応
- ・ コミュニケーション能力の不足
- ・ 運動能力の低下
- ・ 学びに対する意欲・関心の低下 など

この中教審答申を踏まえて文部科学大臣が「幼稚園教育要領」の見直しを要請し、教育基本法や学校教育法の改正を受けて、平成20年3月、「幼稚園教育要領」が告示されました。

この「幼稚園教育要領」は、これまでの幼稚園教育の基本を引き継ぎつつ、教育内容のより一層の充実と公教育の質の向上をめざしたもので、次の3つの方向性が示されています。(P52参照)

- ・ 発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実
- ・ 幼稚園生活と家庭生活の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実
- ・ 子育ての支援と預かり保育の充実

また、幼児期の特性を踏まえ、「環境※3を通して行う教育」を基本として、幼稚園等施設で行われる幼稚園教育の特質について、次のように示されています。

- ・ 幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活を展開すること(幼児は安定した情緒の下で自己発揮することにより発達に必要な体験を得ていく)
- ・ 遊びを通しての指導を中心として、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などを養うというねらいが総合的に達成されること(「遊び」は、幼児にとって重要な「学習」)
- ・ 一人一人の発達の特性に応じること

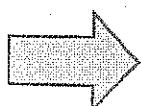
義務教育及びその後の教育の基礎を培う幼稚園等施設では、現在課題となっている子どもの育ちの変化に即応し、充実した幼稚園教育を実現するため、幼児期の発達の特性に照らし、幼児の自発的な活動としての「遊び」を重要な「学習」として位置付け、環境を通しての組織的、計画的な指導を行うとともに、幼児の発達に必要な体験や活動の場をより一層充実することが重要です。

#### ※3 環境

ここで指す環境とは、幼児が接する場にある諸々のこと。教員が意図的に配慮した環境に幼児が自らかかわり、幼児自身が選択と工夫を積み重ねることを通して、学びの流れが形成されていく。

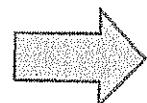
## 県教育委員会は

- 「幼稚園教育要領」の趣旨に即した教育実践のための指導・助言
  - 学校計画訪問や県主催の研修の実施（P27参照）
- 国の施策についての情報の周知・徹底と要請訪問などによる指導・助言
  - 市町村教育委員会などを通じ、幼稚園教育に関する情報の周知・徹底を図るとともに、要請に応じた訪問を通じての指導・助言



## 設置者においては

- 「幼稚園教育要領」の趣旨に沿った幼稚園教育実現のための条件整備
  - 児童の発達状況に対応したきめ細かな保育の充実を図るために指導・助言を行う。
  - 幼稚園等施設全体で教育内容・活動に関する認識を深め、日々の保育を改善するための研修の機会を確保する。
  - 児童教育の専門性と質的向上のための課題に関する研修の実施に努める。



## 幼稚園等施設では

- 適切な教育課程の編成
  - 「幼稚園教育要領」の趣旨や内容についての理解を深め、地域や児童の実態を踏まえた教育課程を編成するとともに、預かり保育では、家庭や地域での児童の生活を考慮した、教育活動の計画を作成する。
- 児童の生活経験や発達の過程を考慮した具体的なねらいと内容の設定
  - 幼稚園等施設において児童期にふさわしい生活が展開され、教員の適切な指導の下で児童一人一人が発達に必要な体験を得られるよう、調和のとれた指導計画を作成し、児童の活動に沿った柔軟な指導を行う。
  - 心身の健康をはぐくむ活動を積極的に取り入れ、体を動かす機会の充実を図るとともに、食育に関する指導を充実する。
  - 児童期にふさわしい道徳性や規範意識の芽生えを培う指導の充実を図る。
  - 「徳島県人権教育推進方針」に基づく人権教育の実践に努め、生命の大切さに気付かせるとともに、互いの違いを認め合うことを通して児童期の発達に合わせた仲間づくりを進め、人権尊重の精神の芽生えをはぐくむ。

○自然体験や社会体験など、直接的、具体的な体験の積み重ねを重視する。

○自立心をはぐくむ中で協同して遊ぶ経験を重視し、言葉による伝え合いなど、コミュニケーション力や人とかかわる力の基礎を培う。

○幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う。

### ●保育実践の反省・評価による、質の高い保育の推進

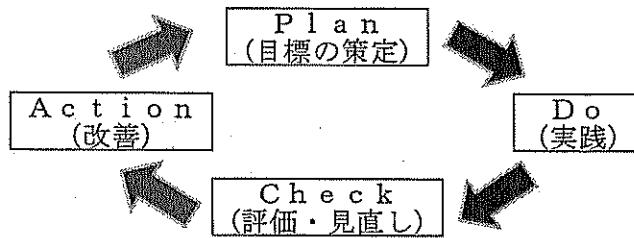
○日々の保育においての反省・評価を生かして指導計画の改善を図る。そのためにも園内研修を充実させ、研究会などの機会を設けて保育や幼児理解について検討し合い、質の高い保育が保障できるようにする。

○保育の計画や記録を通してP D C Aサイクル※4により自らの保育実践を振り返り、保育内容や方法の改善に生かす。

### 写 真

#### ※4 P D C Aサイクル

下図のように、常に自らの保育実践を振り返り、改善・充実させていくための、計画(P l a n)→実践(D o)→評価(C h e c k)→改善(A c t i o n)のプロセスを言う。



## (2) 特別な支援を必要とする幼児に対するきめ細かな対応の推進

幼稚園等施設では、特別な支援を必要とする幼児の教育的ニーズを把握し、集団生活を通して生活や学びに必要な支援を行います。

そのため、指導についての計画又は家庭や福祉、医療などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど、一人一人の幼児の教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行います。

また、幼稚園等施設における特別支援教育に係る体制整備を進めるとともに、すべての教員の専門性の向上を図り、発達に応じた適切な支援ができるよう取り組んでいきます。

### 県教育委員会は

#### ● 幼稚園等施設における特別支援教育体制の整備推進

- ◎徳島県立総合教育センターによる支援
  - 学校リーダー研修（特別支援教育）
  - 幼稚園長等運営管理協議会

#### ● 教員の資質・専門性向上のための研修の実施

- ◎徳島県立総合教育センターによる支援
  - 特別支援教育コーディネーター研修
  - 特別支援教育研修会

#### ● 教育相談・相談員派遣などによる支援

- ◎徳島県立総合教育センターによる支援
  - 電話相談、メール相談、来所相談、出張相談
  - ほっとアドバイス
  - 地域特別支援教育相談会
  - 「個別の指導計画※5を作成するために」相談の実施

- ◎特別支援教育巡回相談員※6による支援

#### ● 特別支援学校のセンター的機能の活用の促進

- ◎「とくしま特別支援総合サポート充実事業」による支援
  - 巡回による指導、相談・研修による支援
  - 幼児の支援を行うボランティアの養成と派遣
  - 関係機関の連携による支援

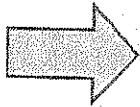
#### ※5 個別の指導計画

幼児一人一人に応じたきめ細かな指導が行えるよう、教育課程や指導計画、当該幼児の個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだ指導計画のこと。

#### ※6 特別支援教育巡回相談員

特別支援学校及び小・中学校に特別支援教育巡回相談員を置くことにより、地域の各学校などにおける相談や関係諸機関との連携を支援し、特別支援教育の充実を図ることを目的とした制度である。平成20年度、すべての特別支援学校と小・中学校8校に配置している。

（小・中学校：東部2名、北部2名、南部2名、西部2名）



## 設置者においては

### ● 幼児一人一人に応じた適切な支援の充実

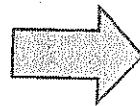
- 「地域特別支援連携協議会」を設置し、福祉、医療、労働などの業務を行う関係機関と連携して、適切な支援を検討する。
- 就学指導委員会による適切な就学指導を行う。
- 就学先の学校に関する情報を提供する。
- 特別な支援を必要とする幼児への理解・啓発の推進に努める。

### ● 特別支援教育に関する研修の充実

- すべての教員を対象とした特別支援教育の研修の充実を図る。
- 特別な支援を必要とする幼児の理解と教育的ニーズに応じた支援についての研修の充実を図る。

### ● 支援の継続に向けた連携体制の構築

- 個別の教育支援計画※7に基づく支援の継続に向けた取組と連携体制の確立を図る。
- 特別支援教育の支援体制の整備と教員の専門性の向上に努める。



## 幼稚園等施設では

### ● 支援体制の充実

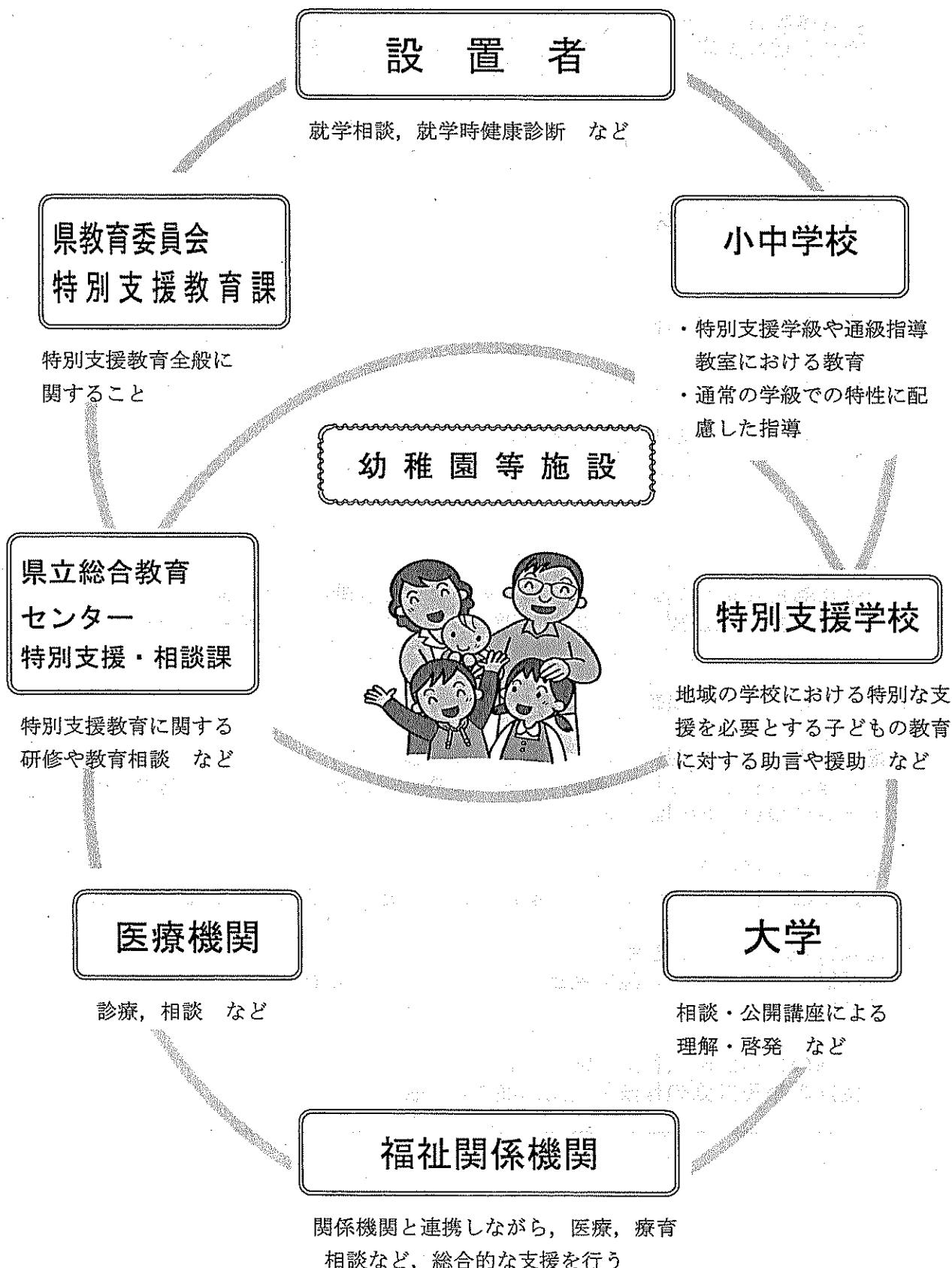
- 保護者との信頼関係を築き、共に育てる相談体制を整える。
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした園内委員会を組織し、幼児一人一人の教育的ニーズに即したきめ細かい対応を図る。
- 専門機関(療育相談機関など)との連携を深め、個別の教育支援計画に基づく適切な支援を計画的、組織的に行う。
- 指導の目標や内容、配慮事項などを示した個別の指導計画を作成する。
- 個別の教育支援計画を用いた校種間の話し合いや情報交換を進める。

#### ※7 個別の教育支援計画

特別な支援を必要とする幼児一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方のもとに、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、幼児期から学校卒業までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために作成した支援計画のこと。

# 徳島県における特別な支援を必要とする幼児や家族に対する支援の輪

## — 関係機関の連携 —



## 関 係 機 関 一 覧

徳島県教育委員会  
特別支援教育課

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地  
電話：088-621-3142 FAX：088-621-2882

- 電話などで直接お尋ねください。内容によって、相談できるところの紹介や制度、手続きについて説明したりします。
- 特別支援教育全般に関すること
- 特別支援教育についての国や県の制度に関すること
- 県立特別支援学校に関すること
- 障害のある子どもの就学に関すること
- 発達障害などの子どもの支援体制の整備に関すること

県立総合教育センター 〒779-0108 板野郡板野町犬伏字東谷1-7  
特別支援・相談課 電話：088-672-5200 FAX：088-672-5229

- 保護者や教員からの相談を受け付けています。
- 電話相談、メール相談、来所相談、出張相談  
不登校や引きこもり及びLD、ADHD、高機能自閉症などを含めた障害のある子どもについての相談を行う。
- ほっとアドバイス  
月1回、総合教育センターで医師・臨床心理士により教育相談を行う。
- 地域特別支援教育相談会  
医師・臨床心理士・臨床発達心理士などにより教育相談を行う。県内5会場で実施する。
- 「個別の指導計画」作成に関する相談  
個別の指導計画の作成・活用に関する相談を行う。

## 市町村教育委員会

※最寄りの市町村教育委員会にお問い合わせください。

- 就学先として考えられる学校などに関する情報を提供しながら、保護者や幼稚園と一緒に適切な就学先を検討します。

### ○障害のある子どもの就学に関するこ

### ○障害のある児童生徒の小・中学校などの学習に関するこ

### ○小・中学校の特別支援教育に関するこ

## 特別支援学校

※連絡先については、P17を参照

- 学校の情報が欲しい場合や学校見学、体験入学などへの参加、学校を訪問しての相談は随時受け付けています。直接学校に御連絡ください。

### ○各特別支援学校が対象とする障害種別の教育や指導方法に関するこ

### ○幼稚園、小・中学校などにおける障害のある幼児・児童生徒への対応や指導に関するこ

## 福祉関係機関

※連絡先については、P17を参照

### 【発達障害者支援センター】

- 自閉症（高機能自閉症を含む）、アスペルガー症候群、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などの、発達障害のある方やその家族、その方々と関わりのある関係機関・団体の支援を行います。

### 【児童相談所】

- 幼児に関するあらゆる問題について、専門の職員が相談に応じ、必要な指導を行っています。特に心身障害児については、適切な措置を図るために医師、児童心理司などの専門家が心理学的診断や判定を行うとともに、児童福祉施設への入所措置などを行っています。相談は予約制となっています。

### 【保健所】

- 医師、保健師などにより、長期療養児療育相談、障害児療育指導、難病患者療育相談、精神保健福祉相談などを行っています。相談・指導を受ける場合は、事前にお問い合わせください。

※精神保健福祉相談は、鳴門県民サービスセンター（第2・4水曜）、小松島県民センター（第3月曜）でも実施しています。

詳細は、徳島保健所（電話：088-602-8905（健康増進担当直通））へお問い合わせください。

《平成20年度「福祉のしおり」より》

## 徳島県での相談機関・医療機関

### ○相談機関

#### ◆特別支援学校

徳島県立盲学校  
徳島県立聾学校  
徳島県立板野養護学校  
徳島県立国府養護学校  
徳島県立国府養護学校池田分校  
徳島県立鴨島養護学校  
徳島県立ひのみね養護学校  
徳島県立阿南養護学校  
徳島県立阿南養護学校ひわさ分校  
鳴門教育大学附属特別支援学校

088-622-6255 徳島市南二軒屋町2-4-55  
088-652-8594 徳島市中徳島町2-104  
088-672-3456 板野郡板野町大寺字大向北1-2  
088-642-4055 徳島市国府町矢野字松木348  
0883-72-5281 三好市池田町字州津井関1103-3  
0883-24-6670 吉野川市鴨島町敷地1392-2  
0885-32-7847 小松島市中田町新開4-1  
0884-22-2010 阿南市上大野町大山田52  
0884-77-2181 海部郡美波町北河内字本村360  
088-653-0151 徳島市上吉野町2-1

#### ◆福祉関係機関

徳島県精神保健福祉センター  
徳島県障害者相談支援センター  
徳島県発達障害者支援センター  
徳島県中央児童相談所  
徳島県南部児童相談所  
徳島県西部児童相談所  
徳島県徳島保健所  
徳島県阿南保健所  
徳島県美波保健所  
徳島県吉野川保健所  
徳島県美馬保健所  
徳島県三好保健所  
こども家庭支援センターひかり

088-625-0610 徳島市新蔵町3-80  
088-631-8713 徳島市南矢三町2-1-59  
088-642-4000 徳島市国府町中字高畠360-1  
088-622-2205 徳島市昭和町5-5-1  
0884-22-7130 阿南市領家町野神319  
0883-55-3323 美馬市穴吹町穴吹字明連23  
088-652-5151 徳島市新蔵町3-80  
0884-22-0072 阿南市領家町野神319  
0884-74-7343 海部郡美波町奥河内字弁財天17  
0883-24-1114 吉野川市鴨島町鴨島106-2  
0883-52-1017 美馬市穴吹町穴吹字明連23  
0883-72-1122 三好市池田町マチ2542-4  
088-666-2211 徳島市川内町大松837-1

#### ◆大学

鳴門教育大学心理健康研修教育センター心理・  
教育研究室  
鳴門教育大学特別支援教育専攻（教職員のみ）  
徳島大学臨床心理相談室  
徳島文理大学臨床心理相談室  
四国大学特別支援教育研究室

088-687-6622 鳴門市鳴門町高島字中島748  
088-687-6311 鳴門市鳴門町高島字中島748  
088-656-9849 徳島市南常三島町1-1  
088-622-0072 徳島市山城町西浜傍示180  
088-665-1300 徳島市応神町古川字戎子野23-1  
(内線) 2716

### ○医療機関

麻植協同病院小児科  
徳島市民病院小児科  
徳島赤十字病院小児科  
徳島赤十字ひのみね総合療育センター  
徳島大学病院小児科外来  
徳島大学病院耳鼻咽喉科・小児言語外来  
徳島大学病院神経内科  
徳島大学病院精神神経科  
徳島大学病院心身症科  
徳島県立中央病院精神神経科

0883-24-2101 吉野川市鴨島町鴨島252  
088-622-5121 徳島市北常三島町2-34  
0885-32-2555 小松島市小松島町字井利ノ口103  
0885-32-0903 小松島市中田町字新開4-1  
088-633-7132 徳島市蔵本町2-50-1  
088-633-7166 徳島市蔵本町2-50-1  
088-633-7207 徳島市蔵本町2-50-1  
088-633-7128 徳島市蔵本町2-50-1  
088-633-7128 徳島市蔵本町2-50-1  
088-631-7151 徳島市蔵本町1-10-3

※お住まいの地域の市役所・役場にも相談の窓口があります。

※来所相談の時は、予約の電話をお願いします。

※上記以外の公的機関や民間の医療・療育期間については、下記までお問い合わせください。

#### ◎くわしいお問い合わせ、ご相談は

徳島県教育委員会 特別支援教育課 088-621-3151 徳島市万代町1-1  
徳島県立総合教育センター 特別支援・相談課 088-672-5200 板野郡板野町犬伏字東谷1-7

### (3)預かり保育の充実・推進

少子化対策は本県の重要な課題の一つであり、その対策としての子育て支援の充実は不可欠です。県教育委員会では、子育て支援策として、市町村と連携・協力しながら、地域の実態や保護者のニーズに応じた預かり保育の充実に、積極的に努めてまいります。

今後は、体制の整備や保育内容などの改善・充実を図るとともに、家庭や地域と連携を図りながら、多様な教育活動を開拓していくことが重要です。

#### 県教育委員会は

##### ●「徳島県教育振興計画」における預かり保育の数値目標達成に向けた指導・助言

- 預かり保育実施率（公・私立幼稚園）

※数値目標：H19（67%）→H24（80%）

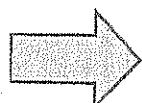
##### ●預かり保育充実のための国への要望

- 地域の実態を踏まえ、財政措置の拡充を国に対し要望

##### ●預かり保育の実施状況などの把握と、指導体制の整備に関する指導・助言

- 実態調査による状況把握と情報提供（P41参照）

- 指導体制などの条件整備に関する市町村への指導・助言



#### 設置者においては

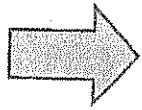
##### ●預かり保育の充実・推進

- 地域の実態や保護者のニーズに応じて預かり保育を実施し、幼稚園等施設の弹力的運営を推進する。

- 人員確保や施設の整備、保育時間の延長など、環境整備の充実に努める。

- 預かり保育担当者研修の実施に努める。

- 幼児の健康と安全が確保されるよう、施設・設備の充実を図る。



## 幼稚園等施設では

### ● 望ましい預かり保育に向けた環境整備や保育内容の工夫・改善

- 地域の実態や保護者のニーズを把握し、教育課程に基づく活動を考慮しつつ、児童の心身の負担に配慮して、適切な預かり保育の指導計画を立てる。
- 児童の健康と安全が保障され、健やかな成長に資するため、地域のボランティアを積極的に活用するなど、人的・物的な環境づくりを進める。
- 幼稚園等施設と共に児童を育てるという保護者の意識が高まり、家庭の教育力が向上するよう、幼稚園等施設と家庭との緊密な連携を図る。
- 保育記録などを活用しながら、指導計画や保育内容を評価し、預かり保育の改善につなげる。
- 教育課程に基づく活動を担当する教員と預かり保育担当者との緊密な連携を図り、保育内容の工夫・改善を行う。

写 真

## (4) 学校評価の充実

学校評価※8とは、学校の教育活動などの成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、園児がよりよい教育活動などを享受できるよう学校運営の改善と発展をめざして行われるもので、すべての幼稚園等施設で、保育の専門性と質的向上・改善に向け自己評価を実施し、その結果の公表及び設置者への報告を行います。

併せて保護者などの学校関係者による評価（学校関係者評価）を積極的に実施し、結果の公表を行い、適切に説明責任を果たすとともに、保護者・地域社会の理解と参画を得て、よりよい幼稚園等施設づくりを進めていくことが大切です。

### 県教育委員会は

#### ●「徳島県教育振興計画」における学校評価の数値目標達成に向けた指導・助言

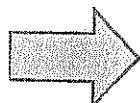
- 自己評価：実施、公表及び設置者への報告  
(平成20年度から完全実施、義務規定)

- 学校関係者評価：実施、公表及び設置者への報告  
○学校関係者評価実施率（公・私立幼稚園）

※数値目標：H19（33%）→H24（100%）

#### ●学校評価についての理解推進

- 「幼稚園における学校評価ガイドライン」（文科省 H20.3）の活用促進



### 設置者においては

#### ●学校評価の実施推進

- 域内の幼稚園等施設における自己評価及び学校関係者評価を実施するなど、学校評価を促進し、教育水準の向上に努める。

#### ●評価結果などに基づく取組の検証及び改善

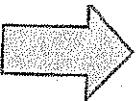
- 評価結果の報告に基づき、幼稚園等施設における条件整備についての支援や改善を図る。

#### ●学校評価についての研修実施

- 学校評価についての理解を深めるよう、研修の充実に努める。

#### ※8 学校評価

平成19年6月に学校教育法を改正し、第42条において学校評価に関する根拠となる規定、第43条において学校の積極的な情報提供についての規定を新たに設けた。また、学校教育法第42条の規定を受けて、学校教育法施行規則を平成19年10月に改正し、規則第66条、第67条及び第68条について、新たに規定した。（幼稚園についても準用）  
(P47から P49参照)



## 幼稚園等施設では

### ●学校評価の実施

- 自己評価を実施するとともに、その結果を公表し、幼稚園等施設設置者へ報告する。
- 学校関係者評価の積極的な実施と公表及び設置者への報告に努める。
- 自己評価及び学校関係者評価の実施にあたっては、「幼稚園における学校評価ガイドライン」に沿って実施する。
- 特に、教育課程・指導などの評価項目（「幼稚園における学校評価ガイドライン」P13参照）については、日々の保育において常に指導過程を振り返り、自分自身の保育の改善に努める。

### ●結果公表による幼稚園等施設運営などの改善

- 学校評価の結果を公表することにより、幼稚園等施設関係者が課題を共有し、家庭・地域の理解や連携協力を求め、幼稚園等施設、家庭、地域社会それぞれの教育力の向上を図る。

## (5) 教育機会の確保と教育環境の充実

地域の実態や保護者のニーズに応じて、入園を希望するすべての満3歳児から5歳児に対して、質の高いきめ細かな幼稚園教育を受けられる機会の確保を図ることは極めて重要です。満3歳児入園は、学校教育法に明記されている入園資格年齢（P48参照）であり、幼稚園教育に対する期待に応えるためにも3年保育の普及・充実に努める必要があります。（P36参照）

幼稚園等施設においては、園庭の遊具や設備及び樹木など、幼児を取り巻くすべての環境が教育的意味をもつことから、施設・設備などの教育環境について、計画的な整備・充実を図る必要があります。また、幼児の健康安全に配慮し、耐震化、防犯対策などの危機管理体制の整備及び点検に努めることも重要です。（P40参照）

管理職は広い視野と教育に対する高い識見に基づいてリーダーシップを発揮し、教員が生き生きと保育に取り組める雰囲気をもった幼稚園等施設づくりに努めることが大切になります。

## 県教育委員会は

### ●幼稚園等施設での充実した幼児教育の推進

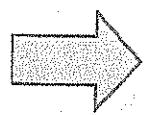
- 入園を希望するすべての満3歳児から5歳児に対する教育機会の確保の必要性についての理解促進

### ●幼稚園等施設内の環境の改善・充実

- 充実した幼稚園教育の推進に向けた幼稚園等施設における教育環境の改善と充実についての理解促進

### ●実態調査による状況把握

- 幼稚園教育に係る施策を実施する上で必要な実態把握のための調査の実施



## 設置者においては

### ●3年保育の導入推進

- 3年保育に対する保護者のニーズを把握し、その推進に努める。

- 入園を希望するすべての満3歳児から5歳児の就園の拡充に努める。

### ●幼稚園等施設の整備・充実

- 情報化時代の新たな課題に対応した情報機器の整備・充実に努める。

- 「幼稚園設置基準」などに基づいた、適切な学級編制を推進する。  
(P49・50参照)

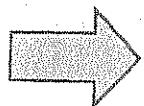
- 耐震化、防犯、バリアフリー、化学物質、汚染対策などへの対応・整備を実施する。

### ●安全管理体制の充実

- 「危機管理マニュアル」の作成により、幼児の犯罪被害の防止や防災への意識を高める。

### ●教員の配置改善

- 専任園長及び教員の適切な配置に努める。



## 幼稚園等施設では

### ●発達段階を踏まえた教育課程の編成

- 3年保育実施園では、教育内容や運営の充実・改善に努める。

### ●幼稚園等施設の環境の工夫・改善

- 多様な自然体験や生活体験の場、図書スペースなどの空間を作る。

- 施設の定期的な安全点検、避難訓練や安全教育を実施し、安全管理の徹底した幼稚園等施設経営に努める。

### ●安全管理の徹底

- 「危機管理マニュアル」を作成するなど、安全管理に関する研修などを計画的に実施する。

- 幼稚園等施設の定期的な安全点検や避難訓練、防災訓練などを実施する。

- 保護者の防犯や幼児の犯罪被害防止などに関する意識啓発に努める。

## (6)保護者負担の軽減

子育て支援の一つとして、所得状況に応じて保護者の経済的負担を軽減することは、教育の機会均等を図る上からも重要です。

「幼稚園就園奨励事業」は、幼稚園教育の振興を目的に、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図ることを目的として、保育料の減免を実施する地方公共団体に、国が所要経費の一部を補助するものです。(P39参照)

県では、各市町村に対して本事業の趣旨の周知を図り、事業の実施に努めるよう促すとともに、国に対しては、本県の就園奨励事業の現状を認識した上で、実態に応じた必要な財源を確保し、現行制度を拡充するよう要望します。

### 県教育委員会は

#### ●「幼稚園就園奨励事業」の促進

- 国に対して財政措置の拡充を要望
- 市町村への事業の周知と事業活用の促進

### 設置者においては

#### ●「幼稚園就園奨励事業」の促進・充実

- 実施していない市町村は、本事業の趣旨を理解し実施に努める。
- 既に実施している市町村では、保護者に対して第2子以降の園児が優遇を受ける措置を充実し、保育料などの減免措置の周知と円滑な実施を図る。
- 私立幼稚園を利用する保護者に対して、公立と私立の格差を是正する措置を推進する。

### 幼稚園等施設では

#### ●制度についての説明

- 本事業について保護者への説明を十分に行い、利用しやすい環境づくりに努める。

## 2 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

### (1) 小学校との連携・接続の強化

幼稚園等施設においては、発達や学びの連続性を踏まえ、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るための連携を図ることが大切です。

交流学習の実施や合同研修などを通して小学校と連携し、共通理解を深め、接続期における移行を円滑にする必要があります。修了間近い時期には、皆と一緒に教員の話を聞いたり、行動したり、きまりを守ったりすることができるよう指導を重ねていくことが求められています。また、協同して遊ぶ経験を重ねることも重要です。

#### 県教育委員会は

##### ●幼稚園・小学校間での人事交流などの検討

- 市町村教委と協力し、公立幼稚園等施設教員と公立小学校教員間の人事交流などについて検討

#### 設置者においては

##### ●教育内容・方法の充実

- 発達や学びの連続性の観点から、小学校への円滑な接続について共通理解を図り、小学校との交流や合同研修などを年間を通じ計画的に実施するよう、指導・助言に努める。

##### ●幼稚園・小学校間での人事交流等の検討

- 市町村教委は県教委と協力し、域内の公立幼小教員の人事交流などについて検討する。

#### 幼稚園等施設では

##### ●合同研修による相互理解

- 5歳児担任教員と小学校1年担任教員を中心に、保育参加・授業参加を通した合同研修などの実施による相互理解を図る。

- 接続期における指導のねらいや内容・指導方法について、留意すべき事項などの共通理解を図る。

- 発達や学びの連続性の観点から、小学校への円滑な接続に焦点を当てた研修を行う。

### ●幼児と児童の相互交流・連携

- 小学校低学年の生活科を中心とした互恵性のある交流を実施する。
- 幼児と児童が共に参加する行事などを年間指導計画に位置付け、計画的、継続的に実施する。(P45参照)

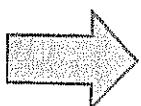
## (2) 幼稚園等施設と保育所の連携促進

幼稚園等施設と保育所には、その目的や機能において違いがあります。しかし、満3歳から就学前の幼児教育を保障し、より充実した幼児教育を展開するため、幼稚園等施設と保育所の連携を推進する必要があります。(P46参照)

県教育委員会は

### ●関係各課との連携・協力

- 県知事部局(こども未来課・総務課)との連携・協力体制の推進



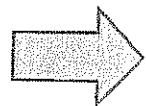
設置者においては

### ●幼稚園等施設教員と保育士の交流促進

- 相互の施設における保育体験などの交流活動や合同研修を実施するなどして、相互理解を図る。
- 幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進に努める。

### ●幼稚園等施設と保育所の子ども同士の交流活動の促進

- 地域の実態を考慮し、日常の交流や運動会などの合同行事の実施を検討・推進する。
- 遊戯室、園庭、プールなどの施設設備の相互利用態勢を推進する。



幼稚園等施設では

### ●幼稚園等施設と保育所の子ども同士の交流

- 地域性や時期などを十分検討し、子ども同士の交流の機会を設ける。

### ●就学前における保・幼・小による協議の実施

- 連絡協議会※9などの機会の有効活用を図る。

※9 連絡協議会

小学校への就学を前に、入学する小学校の教員と幼稚園教員及び保育士が集まり、子どもの様子などについて話し合う協議会のこと。

### (3) 認定こども園制度の周知・活用の促進

平成18年に創設された認定こども園制度（P 58・59参照）は、幼稚園や保育所などにおける就学前の子どもに関する教育・保育・子育ての支援を総合的に提供する施設です。

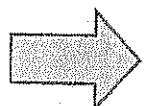
認定こども園制度は、保護者のニーズに対応する新しい選択肢であり、少子化による幼児数減少などのため、異年齢交流の機会が少ない本県の乳幼児にとって、集団での活動の機会が得られることや、人とかかわる力が育成されるという利点があります。

#### 県教育委員会は

##### ●関係各課との連携・協力

○県知事部局（こども未来課・総務課）との連携や市町村との協力体制の推進

○地域の実態やニーズに応じた情報提供



#### 設置者においては

##### ●地域の実態やニーズを踏まえた認定こども園制度の検討・活用

##### ●幼児教育に関する行政の体制整備

○市町村においては、小学校就学前の子育ての支援などに関する保護者向けサービス窓口の一元化について検討する。

##### ●幼稚園等施設教員と保育所保育士の資質及び専門性の向上

○幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進に努める。

○合同研修の実施などにより、認定こども園制度の理解促進に努める。

写 真

### 3 教員の資質及び専門性の向上

#### (1) 研修体制の充実

幼稚園等施設において、充実した幼児教育を提供し、幼児の健やかな成長を促す役割を担うのは、幼児と直接触れ合う教員です。

教員の資質及び専門性の向上を図るためにには、研修体制を一層充実することが必要です。

##### 県教育委員会は

###### ●教員の資質及び専門性の向上のための様々な研修の実施

###### ◎文部科学省主催の研修

- 子育て支援指導者養成研修
- 幼稚園教育課程中央協議会

###### ◎徳島県立総合教育センター主催の研修

###### 基本研修

- 幼稚園等新規採用教員研修
- 10年経験者研修

###### 希望研修（専門・課題）

- 楽しい食育研修講座
- 特別支援教育研修会A・B
- 図工美術実技講座（全2回）
- 消費者教育研修講座
- 就学指導調査員養成講座
- 学校動植物飼育栽培講習会

###### 職務研修

- 学校リーダー研修（特別支援教育）
- 幼稚園長等運営管理協議会
- 特別支援教育コーディネーター研修
- 徳島県学力向上推進員研修会  
(幼稚園部会)

###### 推薦研修

- 幼稚園中堅教員等研修
- 徳島県幼稚園教育課程研究協議会
- 保育技術協議会
- “あわ”じんけん講座

###### ●市町村単位で実施する研修を支援する体制の推進

- 徳島県幼稚園教育研究会などの研修会及び要請訪問における指導・助言

###### ●教員免許更新制に関する情報の提供（P 53から P 57参照）

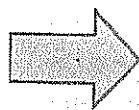
- 国や県からの通知・情報の市町村教委を通じた提供

###### ●幼稚園教諭一種免許状の取得促進

- 一種免許状の取得に係る相談への対応

###### ●徳島県幼児教育推進事業

- 本アクションプランの諸施策について進捗状況の把握
- 徳島県幼稚園教育推進連絡協議会の開催



## 設置者においては

### ● 基本研修などへの積極的参加の促進と受講者の把握

- 教員免許更新制該当者や幼稚園長等運営管理協議会・10年経験者研修・幼稚園等新規採用教員研修受講者を把握し、参加を促進する。

### ● 地域の実態に応じた研修の実施

- 設置者単位の教員研修などの実施に努める。なお、園数の少ない市町村においては、校種を超えた合同研修の実施などの研修体制の充実を図る。

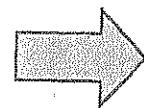
- 幼稚園教育研究団体主催の研修の支援に努める。

- 公立幼稚園と私立幼稚園との合同研修の機会確保に努める。

### ● 研修機会確保のための条件整備の推進

### ● 教員の資質及び専門性の向上

- 幼稚園教諭一種免許状の取得に向けた情報提供などに努め、教員の専門性の向上を図る。



## 幼稚園等施設では

### ● 免許状更新講習受講による最新の知識技能の習得

- 教員は、定期的に最新の知識技能を身に付け、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、大学などの開設する免許状更新講習を受講する。

#### 【更新講習受講期間の例】(P.56・57参照)

平成23年3月31日が修了確認期限となる場合



↑ (平成23年1月31日)  
修了確認の申請、更新講習受講免除の申請及び修了確認期限延期の申請の最終日

(注) 平成24年3月31日以降に修了確認期限を迎える方の受講期間の開始日は、それぞれの修了確認期限の2年前の2月1日となります。

### ● 園内研修体制の整備

- 園務分掌に基づく研修や幼・小合同研修などを計画的に実施し、教員としての資質及び専門性の向上を図るとともに、保育実践上の課題解決に努める。

## (2) 研修内容の充実

幼稚園等施設での教育内容や幼稚園等施設運営などの状況を踏まえ、課題に応じた研修を深めていくためには、研修体制の整備とともに、効率的、効果的な研修が実施できるよう研修内容の改善と充実を図ることが必要です。

### 県教育委員会は

#### ● 幼稚園教育要領の周知徹底を図る研修会の実施

- 幼稚園教育課程研究協議会の実施及び研修会などの機会を通じての理解促進

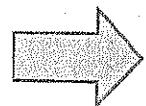
#### ● 県が実施する研修の内容の見直しと充実 (P27参照)

#### ● 研修内容の充実のための資料提供

研修内容	主な活用資料
○ 幼稚園教育(保育内容)に関する研修	<ul style="list-style-type: none"><li>・「幼稚園教育要領」(文科省 H20.3)</li><li>・「幼稚園教育要領解説」(文科省 H20.10)</li><li>・「幼稚園教育指導資料」第1集(文部省 H3.9)</li><li>・「幼稚園教育指導資料」第2集(文部省 H4.7)</li><li>・「幼稚園教育指導資料」第3集(文部省 H4.10)</li><li>・「幼稚園教育指導資料」第4集(文部省 H7.3)</li></ul>
○ 幼児教育振興に向けた研修	<ul style="list-style-type: none"><li>・「徳島県教育振興計画」(県教委 H20.10)</li><li>・「徳島県幼児教育振興アクションプラン」(県教委 H21.3)</li></ul>
○ 道徳性の芽生えを培う研修	<ul style="list-style-type: none"><li>・「幼稚園における道徳性の芽生えを培うための事例集」(文科省 H13.3)</li></ul>
○ 食育に関する研修	<ul style="list-style-type: none"><li>・「徳島県学校食育指導プラン『す・だ・ち』」(県教委 H20.3)</li></ul>
○ 特別支援教育に関する研修	<ul style="list-style-type: none"><li>・「個別の指導計画を作成するために」—特別な支援を必要とする児童生徒への対応—(県立総合教育センター H20.3)など</li></ul>
○ 人権教育に関する研修	<ul style="list-style-type: none"><li>・「徳島県人権教育推進方針」(県教委 H16.2)</li><li>・「あわい人権学習ハンドブック」(県教委 H19.3)</li><li>・「人権教育の指導方法の等の在り方について」「第三次とりまとめ」(人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 H20.3)</li></ul>
○ 幼保連携に関する研修	<ul style="list-style-type: none"><li>・「幼稚園と保育所の連携事例集」(文科省・厚労省 H14.12)</li><li>・「保育所・幼稚園・小学校の連携事例集」(文科省 H21.3)</li></ul>
○ 幼小連携に関する研修	<ul style="list-style-type: none"><li>・「幼児期から児童期への教育」(国立教育政策研究所 H17.2)など</li></ul>
○ 学力向上に関する研修	<ul style="list-style-type: none"><li>・「徳島県学校改善支援プラン」(県教委 H20.3)</li></ul>
○ 子育ての支援に関する研修	<ul style="list-style-type: none"><li>・「子育て支援指導者養成研修に関する研修について」—研修プログラム作成のために—(子育て支援に関する研修プログラム作成協力者会議 H20.3.)</li><li>・「文科省キズナ育て家庭教育手帳」—徳島県版—</li></ul>
○ 学校評価に関する研修	<ul style="list-style-type: none"><li>・「子育て支援・預かり保育事例集」(文科省 H21.3)</li><li>・「幼稚園における学校評価ガイドライン」(文科省 H20.3)</li></ul>
○ 危機管理及び学校安全に関する研修	<ul style="list-style-type: none"><li>・「学校防災管理マニュアル」(県教委 H18.3)</li><li>・「防災教育指導資料」(県教委 H18.3)</li></ul>

### ●幼児教育の課題解決に向けた研修の実施

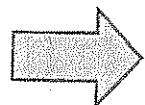
- 各分野の専門講師を招へいしての研修の実施や、要請に応じた学校訪問指導員・学校教育指導員及び人権教育指導員の派遣



### 設置者においては

#### ●研修内容の改善・充実

- 「幼稚園教育要領」の理解促進を図る研修会の実施に努める。
- 研修会などにおいて指導・助言を行う。
- 市町村教委は、徳島県学校訪問指導員・徳島県学校教育指導員制度及び徳島県人権教育指導員制度の有効活用を図る。
- 地域の実態や今日的課題などを踏まえた研修を実施する。



### 幼稚園等施設では

#### ●園内研修の充実

- 幼稚園教育要領に基づく教育課程の改善や保育内容を充実するために必要な研修を行い、保育の改善を図る。
- 幼稚園等施設や幼児の実態を踏まえた研修を実施する。
- 徳島県学校訪問指導員・徳島県学校教育指導員制度及び徳島県人権教育指導員制度や、国や県から提供された資料を有効に活用する。
- 学校評価結果に基づく、教育課程や保育内容などを改善・充実するための研修を実施する。

写 真